

市制 100 周年記念イベント開催業務委託 公募仕様書

本仕様書は、「市制 100 周年記念イベント開催業務委託」（以下、「本業務」という。）の契約候補者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務名

市制 100 周年記念イベント開催業務委託

2 目的

沼津市制施行 100 周年記念事業の基本理念である「次の 100 年への新たな一歩を踏み出すにあたり、沼津市の成り立ちや、先人達の思いを理解し、沼津の魅力を再確認し、誇り高い沼津を次世代に残すこと」を表現したイベントを開催する。

3 履行期間

契約締結日から令和 5 年 8 月 31 日まで

4 市制 100 周年記念イベントの概要

(1) 開催日 令和 5 年 7 月 7 日（金）から令和 5 年 7 月 9 日（日）まで

① 7 月 7 日（金） 会場設営及び前夜祭イベント

② 7 月 8 日（土） イベント初日

③ 7 月 9 日（日） イベント二日目及び会場撤収

※ 会場設営及び会場撤収を含むイベントの実施時間は、原則として施設利用料金の終日区分に分類される時間（9時から22時まで）を有効に活用して設定すること。

(2) 開催場所 キラメッセぬまづ多目的ホール全面

キラメッセぬまづ市民ギャラリー全面

※ 上記のほか、キラメッセぬまづ全館の使用が可能であるため、有効に活用した設定をすること。

5 業務内容

(1) イベントについて

目的を達成するため、市全体で市制 100 周年をお祝いする機運を醸成し「先人達への感謝と敬意」「誇りと愛着」「市民との協働」「次の 100 年への

新たな一歩」を基本的な考え方にストーリー性のある企画を以下の要素を取り入れて実施すること。

- ① 多くの市民等が準備段階から参加できる企画を取り入れること。
- ② 会場内に特設ステージを設置し、ステージイベントを取り入れること。
- ③ 広報課が選定する「新ぬまつの宝 100 選」の写真パネル展示を行うこと。
- ④ 以下の(ア)(イ)を参考例として、自由な発想で企画し提案すること。
 - (ア) 過去、現在、未来をつなげるため、各時代の沼津の歴史を追体験できるもの。
 - (イ) 「BARの街ぬまづ」「アニメの聖地ぬまづ」など、沼津カルチャーを体感できるもの。

(2) 会場装飾等

会場装飾については、会場内のエリア区分や時間区分に合わせ、トータルコーディネートし、統一感のあるデザインにすること。

(3) 宣伝広告等

ポスター、チラシだけでなく、メディアやソーシャルメディアを有効に活用し、市民だけでなく、市外や県外の「沼津を愛する全ての方」に、イベントについての周知を図ること。

(4) 来場者数の想定

過去の同程度のイベントや、提案する企画の内容から、来場者数を想定し、提示すること。

(5) その他

- ① 来場者と関係者に対し、会場内で配布する、イベント内容やタイムスケジュール等が記載されたリーフレットの作成に関すること。
- ② 市制 100 周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの印刷されたノベルティーを来場者数の想定に合わせて作成し、来場特典として無料で配布すること。
- ③ 出演者の要望に応じた準備・補助、交通手段、宿泊場所の手配、謝礼及び交通費等。
- ④ イベント実施に必要な各種申請手続きに関すること。
- ⑤ 新型コロナウイルスの感染拡大防止の対策に関すること。
- ⑥ 進行台本、会場レイアウト、必要なマニュアル等を作成し、主催者用

として、必要部数を印刷し配付すること。

- ⑦ 沼津の「食」や「特産品」を販売できる出店ブースを設置し、来場者が会場内で楽しむことができる企画を計画すること。

(6) 特記事項

- ① 施設の備品使用料を除く、キラムッセぬまづの施設使用料については、委託者が負担する。ただし、施設の時間外使用料、合計 30 時間を超える冷暖房費、特別電気料金及び特別上下水道料金が生じた場合は、受託者が負担すること。
- ② 出店ブースの企画を実施するため、委託者との事前協議の上で、受託者が出店者から、実費等の負担金等を徴収し、(6)の①に示す受託者が負担する経費の充当財源とすることができる。
- ③ イベントへの出演交渉やスケジュール等の調整については、受託者が行うこととするが、必要に応じて委託者も協力する。

6 成果品の納入

本業務における成果品は、業務委託完了届出書とともに、委託事業を実施したことが証明できる書類、写真、動画データ等を添付すること。

また、「新ぬまづの宝 100 選」の写真パネルについても成果物として委託者に提出すること。

7 著作権の譲渡等

本業務の成果品については、「沼津市業務委託契約約款」第 6 条（著作権の譲渡等）に定めるとおり取り行うこととする。

8 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に委託者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。

- (2) 本業務の委託料は、全額を完了払いとする。(令和5年度)
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例(平成12年条例第38号)及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。